

処遇改善加算の対象サービス事業所・施設の管理者 様

柏崎市福祉保健部介護高齢課長

令和 6 (2024) 年度介護職員等処遇改善加算等に関する届出について (通知)

令和 6 (2024) 年度の届出に当たっては、「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和 6 年 3 月 15 日付け老発 0315 第 2 号厚生労働省老健局長通知、以下「国通知」という。)に留意の上、下記により必要書類を提出願います。

記

1 令和 6 (2024) 年度介護報酬改定 (加算の一本化) について

令和 6 (2024) 年度介護報酬改定において、介護職員等処遇改善加算 (以下「旧処遇改善加算」という。)、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算 (以下、3 つの加算を合わせて「旧 3 加算」という。)の各区分の要件及び加算率を組み合わせるかたちで、令和 6 (2024) 年 6 月から「介護職員等処遇改善加算」(以下「新加算」という。)へ一本化されます。

旧 3 加算から新加算への移行、経過措置、新加算の要件、賃金改善の内容等制度に関すること、計画書の記入方法等について、国通知のほか、以下の参考資料や説明動画等を参照してください。また、これらに関するご不明点は、コールセンターへお問合せください。

■ 参考資料

- ① 事業者向けリーフレット (新潟県版)
- ② 移行検討・補助シート

※ 6 月以降の新加算区分を検討する際の参考ツールです。提出は不要です。

■ 説明動画

【厚労省ホームページ URL】

⇒https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202201_42226.html

- ・ 介護職員等処遇改善加算のご案内 (処遇改善加算の一本化：制度の概要説明)
- ・ 介護職員等処遇改善加算等令和 6 年度の計画書の記入方法について
(一般事業者向け：別紙様式 2)
- ・ 介護職員等処遇改善加算等令和 6 年度の計画書の記入方法について
(新規算定事業所向け：別紙様式 7)

■ コールセンター

介護職員等処遇改善加算等厚生労働省相談窓口

電話番号：050-3733-0222 受付時間：9時～18時（土日含む）

※ 繋がりにくい場合は、時間をおいておかけ直してください。

2 令和6（2024）年度処遇改善計画書の提出について

令和6（2024）年度に旧3加算及び新加算の算定を行う場合は、処遇改善計画書（以下「計画書」という。）の作成・提出が必要です。

上記1の参考資料、説明動画を確認後、計画書を作成してください。事業者規模・旧3加算の算定状況により作成・提出する様式が異なりますので、注意してください。また、令和6（2024）年度介護報酬改定に伴う事業者の負担を考慮し、事務作業の平準化のため、**国通知で定める計画書及び体制等届出書の提出期限を延長することとします。**（新潟県と同様に柏崎市独自の取扱いです。）

(1) 提出書類

- ・ 介護職員等処遇改善加算等令和6（2024）年度の計画書（別紙様式6、7、2）

以下のいずれかを作成・提出してください。

① 同一法人内の事業所数が10以下の場合・・・・・・・・・・別紙様式6

② 令和6（2024）年3月時点で加算未算定の事業所が
新加算Ⅲ又はⅣを算定する場合・・・・・・・・・・別紙様式7

③ ①②以外の場合・・・・・・・・・・別紙様式2

※ それぞれの様式のExcelファイルに、旧3加算と新加算の計画を記載するシート・記入欄があります。

- ・ 体制等届出書

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

※ 令和6（2024）年6月以降（新加算）の加算区分については、全ての事業所について提出が必要です。また、令和6（2024）年4・5月に旧3加算を新たに算定する場合、加算区分を変更する場合は当該変更に係る届出も併せて提出が必要です。

- ・ 別紙様式5（特別な事情に係る届出書）※該当ない場合は不要。

(2) 提出期限

【令和6（2024）年度介護報酬改定に伴う特例（令和6（2024）年7月1日算定まで）】

		旧3加算を 新規算定する場合 区分変更する場合	旧3加算を 区分変更しない場合
処遇改善 計画書	旧3加算 (4・5月)	令和6年4月15日(月)	令和6年6月1日(土)
	新加算 (6月以降)	令和6年4月15日(月) ※ 6月15日(土)まで 変更可能。	令和6年6月1日(土) ※ 6月15日(土)まで 変更可能。
体制等 届出書	旧3加算 (4・5月)	令和6年4月15日(月)	提出不要
	新加算 (6月以降)	令和6年6月1日(土) ※ 6月15日(土)まで 変更可能。	令和6年6月1日(土) ※ 6月15日(土)まで 変更可能。

※ 旧3加算と新加算の計画書は、一つのExcelファイルで一体的に作成する様式となっていますので、計画書は新旧加算あわせて一つのExcelファイルを提出してください。

※ 一度提出した計画書及び体制等届出書を変更する場合は、介護高齢課へ御連絡ください。

3 変更届出書の提出について

既に提出した計画書について以下の事項に変更があった場合は、「別紙様式4 変更に係る届出書」（以下「変更届出書」という。）の提出が必要です。

変更事項	別紙様式4に 添付する書類	提出期限
会社法の規定による吸収合併、新設合併による計画書の作成単位の変更	別紙様式4のとおり	速やかに
加算を算定する事業所に増減があった場合 ① 事業所を追加する場合 ② 一部の事業所を廃止する場合	①の場合 別紙様式4のとおり 体制等届出書 ②の場合 別紙様式4のとおり	①の場合 居宅サービス 変更月の前月の15日まで 施設サービス 変更月の初日まで ②の場合 速やかに

変更事項	別紙様式 4 に添付する書類	提出期限
算定要件の適合状況の変更等により加算区分に変更が生じる場合 ① 加算区分を上げる場合 ② 加算区分を下げる場合	①の場合 別紙様式 4 のとおり 体制等届出書 ②の場合 別紙様式 4 のとおり 体制等届出書	①の場合 居宅サービス 変更月の前月の 15 日まで 施設サービス 変更月の初日まで ②の場合 変更月の前月の末日まで
就業規則（介護職員の処遇に関する内容）を変更した場合	—	実績報告の提出時

4 実績報告書の提出について

令和 6（2024）年度実績報告書の提出期限は、令和 7（2025）年 7 月末とする予定です。このことについては、後日通知します。なお、令和 6（2024）年度中に加算を算定する全ての事業所を廃止した場合、最終の加算の支払があった月の翌々月の末日までに実績報告書の提出が必要です。介護高齢課へ連絡してください。

5 提出方法

【柏崎市オンライン申請システムによる届出】

<https://ttzk.graffer.jp/city-kashiwazaki/smart-apply/apply-procedure/6971056503163735253>

旧 3 加算から新加算への移行、経過措置、新加算の要件、賃金改善の方法、計画書の記入方法等についてのお問合せ先

＜介護職員等処遇改善加算等厚生労働省相談窓口＞

電話番号：050-3733-0222 受付時間：9時～18時（土日含む）

※ 繋がりにくい場合は、時間をおいておかけ直してください。

【提出先・問合せ先】

〒945-8511

柏崎市日石町 2 番 1 号

柏崎市役所 介護高齢課 高齢対策係

TEL：0257-21-2228（直通）

mail：kaigo@city.kashiwazaki.lg.jp